

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業実施要領

24農会第1027号
平成25年4月1日
一部改正25農会第1062号
平成26年1月7日
一部改正26農会第904号
平成27年1月8日
一部改正26農会第1297号
平成27年4月1日
一部改正27農会第1072号
平成27年10月1日
一部改正27農会第1466号
平成28年1月8日
一部改正28農会第730号
平成29年1月11日
農林水産技術会議事務局長

第1 趣旨

我が国の農林漁業は、担い手不足状況にあり、活力も低下している。農林水産・食品分野の成長産業化を早急に図る必要がある。

こうした中、我が国の有する高い農林水産・食品分野の研究開発能力を活かし、これらの研究成果を産業競争力につなげる産学連携の研究を支援することが必要である。

しかしながら、農林水産・食品分野においては、公的研究機関による研究が主体となっており、異分野の大学との連携や異業種の民間企業による研究投資は他分野に比べ弱く、民間企業の先端技術がほとんど活用されていない。

この現状を打破し、農林水産・食品分野の成長産業化に向けたイノベーションを生み出すためには、公的機関等の基礎研究の成果を民間企業の参画により着実に生産現場等の実用化につなげ、農林漁業者や社会に還元する仕組みが不可欠である。

このため、本事業は、分野横断的に民間企業等の研究勢力を呼び込んだ形で、国内の研究勢力の結集や人材交流の活性化を図るとともに、革新的な技術の開発を基礎研究から実用化研究まで継ぎ目なく（シームレスに）支援し、ブレークスルーとなる技術を効果的・効率的に開発することにより、農林水産・食品分野の成長産業化及び地域の活性化に貢献する。

また、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」（平成25年12月11日攻めの農林水産業推進本部決定、以下同じ）を踏まえ、平成26年度より新たに研究開発当初から実需者等のニーズを的確に反映させ、農産物の「強み」を生み出す品種育成を支援する。

第2 事業内容

本事業は、農林水産・食品分野の試験研究であって以下の研究ステージのいずれかに該当するものについて、単独の研究機関及び複数の研究機関が連携した取組を講じることにより、農林水産・食品分野の成長産業化に向けた技術の開発の迅速な推進を図ることを内容とする。

1 シーズ創出ステージ

研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基に、技術シーズの開発を進めるための基礎研究を以下の研究区分で推進する。

(1) 一般型

将来アグリビジネスにつながる革新的なシーズを創出する基礎段階の研究開発を実施す

る。

(2) 重要施策対応型

他府省との連携により推進する重要な施策である総合特区、地域イノベーション戦略地域及び地域活性化プラットフォームにおけるモデルケースに指定された地区・地域において、その構想を実現するために必要な基礎段階の研究開発を実施する。

2 発展融合ステージ

創出されたシーズを基に、実用化段階の研究開発に向けて発展的に進めるための応用研究を以下の研究区分で推進する。

(1) 産学機関結集型

産学の研究機関が結集し、医療、工学、情報通信分野といった異業種との融合等を進めることにより、技術シーズの実用化に向けた発展研究や新たな発想に基づく応用段階の研究開発を実施する。

(2) 重要施策対応型

他府省との連携により推進する重要な施策である総合特区、地域イノベーション戦略地域及び地域活性化プラットフォームにおけるモデルケースに指定された地区・地域において、その構想を実現するために必要な応用段階の研究開発を実施する。

3 実用技術開発ステージ

農林水産・食品分野における生産現場等の技術的課題の解決を図る実用化段階の研究開発を以下の研究区分で推進する。

(1) 現場ニーズ対応型

農林水産・食品分野の生産現場等における多様なニーズに対応した早急に解決を図る必要性が高い課題の解決に資する実用化段階の研究開発を実施する。

(2) 重要施策対応型

他府省との連携により推進する重要な施策である総合特区、地域イノベーション戦略地域及び地域活性化プラットフォームにおけるモデルケースに指定された地区・地域において、その構想を実現するために必要な実用化段階の研究開発を実施する。

また、年度途中で不測の事態が発生し、緊急対応を要する研究課題（以下「緊急対応研究課題」という。）が生じた場合は、本研究区分で対応することとする。

(3) 育種対応型

「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」を踏まえ、実需者等のニーズを取り入れ、研究期間終了後に生産現場で確実に普及できる新品種の研究開発を実施する。

第3 研究実施期間及び研究費

1 研究実施期間

シーズ創出ステージ、発展融合ステージ並び実用技術開発ステージの現場ニーズ対応型及び重要施策対応型の研究課題の研究期間は、1研究課題につき3年以内とする。

実用技術開発ステージの育種対応型の研究課題の研究期間は、1研究課題につき5年以内とする。

実用技術開発ステージのうち緊急対応研究課題の研究期間は、1研究課題につき研究開始日（委託契約締結日）が属する年度が終了するまでの間とする。

ただし、研究中間時や終了時の評価における外部評価委員からの延長の必要性の指摘及び行政部局からの要望等を踏まえ、その必要性が認められる場合には、最大2年間の研究期間延長を可能とする。

2 研究費

単年度の研究費の上限は、1研究課題につき原則として次に掲げるとおりとする。

なお、研究課題の公募は、研究費の規模に応じ、AタイプとBタイプに区分して公募を行

う（シーズ創出ステージ及び重要施策対応型は除く）。

- (1) シーズ創出ステージ
 - 1) 一般型：1千万円
 - 2) 重要施策対応型：1千万円
- (2) 発展融合ステージ
 - 1) 産学機関結集型
 - (ア) Aタイプ：3千万円
 - (イ) Bタイプ：1千万円
 - 2) 重要施策対応型：1千万円
- (3) 実用技術開発ステージ
 - 1) 現場ニーズ対応型
 - (ア) Aタイプ：3千万円
 - (イ) Bタイプ：1千万円
 - 2) 重要施策対応型：1千万円。ただし、「緊急対応研究課題」は原則1千万円
 - 3) 育種対応型
 - (ア) Aタイプ：2千万円
 - (イ) Bタイプ：1千万円

第4 技術的課題の把握等

農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）は、「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」（平成19年10月30日付け19農会第850号農林水産事務次官依命通知。以下「普及・実用化推進要綱」という。）第2に基づき、毎年度、農林水産省の関係各局等（大臣官房の各課を含む。）、地方農政局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び関係団体等から、研究開発を必要とする技術的課題の把握を行うものとする。

また、事務局は、大学、民間団体や他の競争的資金による研究成果等から技術シーズの収集に努めるものとする。

第5 緊急対応研究課題の対象の決定等

1 緊急対応研究課題の対象の候補の通知

各関係局等の長は、緊急に研究の実施が必要とされる事由が生じた場合は、緊急対応研究課題の対象の候補を、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）に通知するものとする。

2 緊急対応研究課題の対象の決定

事務局長は、前項の通知を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、速やかに他のプロジェクト研究、関連事業等との重複その他本事業の趣旨からみた妥当性を参酌し、必要に応じて当該緊急対応研究課題の対象となる関係各局等の長から意見を聴取の上、緊急対応研究課題の対象を決定するものとする。

第6 研究課題の募集等

1 研究課題の募集

それぞれの研究区分に対応した研究課題は公募により求めるものとする。

なお、研究課題を公募し、及び決定する際の手続については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

2 研究機関等

(1) 研究課題の応募は、以下の号のいずれかに掲げる者（以下「研究機関等」という。）が単

独で、又は研究グループを構築して行うものとする。

ア 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

イ 大学及び大学共同利用機関

ウ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人

エ 民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

- (2) 単独で研究課題の応募を行おうとする研究機関等は、当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理を総括する研究の代表者（以下「研究総括者」という。）を定めなければならないものとする。
- (3) 研究グループで研究課題の応募を行おうとする研究機関等は、研究推進の代表となる研究機関（以下「代表機関」という。）を選定するとともに、代表機関に所属する研究者の中から研究総括者を定めなければならないものとする。
- (4) 研究課題を応募する研究機関等（研究グループによる応募の場合はその代表機関）は、法人格を有していなければならないものとする。

3 応募要件

研究ステージに応じ、それぞれ以下に定めるとおりとする。

- (1) シーズ創出ステージ
単独の研究機関等又は研究グループによる応募を要件とする。
- (2) 発展融合ステージ
原則として、研究グループによる応募を要件とする。
ただし、産学の研究勢力を結集して研究開発を推進する観点から産学連携の研究グループによる研究課題を優先的に支援する。
- (3) 実用技術開発ステージ
 - 1) 現場ニーズ対応型及び重要施策対応型は、2（1）アからエまでのうち、2つ以上の号に属する研究機関等で構成された研究グループによる応募を要件とする。
育種対応型の A タイプは、研究グループによる応募を要件とする。ただし、2（1）ウに属する研究機関等でのみ構成される研究グループによる応募は認めないものとする。
育種対応型の B タイプは、単独の研究機関等又は研究グループによる応募を要件とする。ただし、2（1）ウに属する研究機関等の単独での応募及び同号に属する研究機関等でのみ構成される研究グループによる応募は認めないものとする。
 - 2) 現場ニーズ対応型及び重要施策対応型は、研究グループに研究成果の普及・実用化を支援する組織である普及・実用化支援組織の参画を要件とする。育種対応型は、研究グループに開発する品種の実需者及び生産者の参画を要件とする。

第7 研究課題の決定等

1 採択する研究課題の決定

採択する研究課題は、外部有識者等による審査を経た上で決定するものとする。採択する研究課題の決定に係る審査については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

なお、年齢が研究を開始しようとする年度の当初において40歳未満である研究総括者（以下「若手研究者」という。）により応募された研究課題が、年齢が研究を開始しようとする年度の当初において40歳以上である研究総括者により応募された研究課題と同等の評価であった場合、事務局長は、若手研究者の研究課題が優先的に採択されるよう措置することができるものとする。

2 結果の通知等

1により採択する研究課題を決定したときは、研究課題を応募した研究機関等（研究グループによる応募の場合はその代表機関）に対し、応募した研究課題の採択の可否、その理由等を通知するとともに、農林水産技術会議に採択した研究課題を報告するものとする。

また、採択した研究課題については、速やかに農林水産省のホームページ等において公表するものとする。

第8 研究課題の実施

1 研究課題の委託

第7の1により研究課題を決定したときは、当該研究課題を応募した研究機関等（研究グループによる応募の場合はその代表機関）と委託契約を締結する措置を講ずることにより研究を実施するものとする。

2 研究費の配分

第7の1により研究課題が決定されたときは、当該研究課題を応募した研究機関等（研究グループによる応募の場合はその代表機関）は、毎年度、第6の1により定める公募要領に基づき提出した研究課題提案書に即して、別記様式第1号の年次計画を作成し、事務局長に提出するものとする。

研究に必要な経費（以下「研究費」という。）は、外部有識者等による審査・評価結果等を踏まえた調整を行った上で、当該研究課題の研究機関等（研究グループによる応募の場合はその代表機関）に配分限度額を通知するものとする。

なお、研究費については、一定の要件を満たした場合に、翌年度への繰越を認めることができるものとする。

3 研究課題の進行管理

(1) 研究課題を実施する研究機関等（研究グループにより研究を行う場合はその代表機関）は、毎年度、研究の推進状況を確認するとともに、これによる研究計画の必要な見直しを機動的に行うために、参画研究機関等を参集した研究推進会議を開催するものとする。

(2) 事務局長は、研究課題の的確な進行管理及び研究成果の円滑な普及を図る観点から、農林水産省の関係部局の協力を得つつ、事務局において研究課題の進行管理を行う責任者として総括プログラムオフィサー（以下「総括PO」という。）を指名するものとする。

また、第13の規定により事務の委託を行う場合には、研究課題の進行管理を効率的かつきめ細やかにを行うために、委託先に非常勤のプログラムオフィサー（以下「専門PO」という。）を配置できるものとする。

(3) 事務局長は、総括POを主査として専門POや農林水産省の関係職員から構成する推進チームを設置するものとする。当該推進チームは、その活動の一環として、必要に応じ、研究推進会議に参画し、研究の推進に関する必要な助言・指導を行うものとする。

4 研究課題の評価

実施された研究課題の評価に関する事項については、事務局長が別に定めるところによるものとする。評価の結果については、研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算規模又は配分の見直し等により、その後の研究計画に反映するものとする。

5 評価による研究ステージの移行

本事業では、優れた研究成果を創出した研究課題については、「シーズ創出ステージ」から「発展融合ステージ」又は「実用技術開発ステージ」へ、「発展融合ステージ」から「実用技術開発ステージ」へ移行できるものとする。研究課題の移行に関する評価及び決定する際の手続については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

第9 実績の報告等

研究課題を実施した研究機関等（研究グループによる応募の場合はその代表機関）は、別記様式第2号の研究実績報告書を、毎年度委託契約の履行期間の終了日までに、事務局長に提出するものとする。

第10 研究成果の帰属

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、研究機関等は一定の条件の下、当該知的財産権を取得することができるものとする。

第11 研究成果の普及状況の把握・分析

事務局長は、研究終了課題のうち一定期間が経過したものについて、研究成果の普及状況の把握・分析を行うためのフォローアップ調査を実施するものとする。

第12 研究成果の普及・実用化及び国民理解の促進

- 1 事務局長は、本事業の研究成果について、技術交流展示会や成果発表会の開催等により、研究成果の普及・実用化を促進するものとする。
- 2 事務局長は、国民各層に対し多様な媒体を利用して、本事業が目指す内容や得られた成果を分かりやすく説明し、理解を求めよう努めるものとする。
- 3 研究機関等は、事務局長が行う本事業が目指す内容や得られた研究成果に係る普及・実用化及び国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、本事業の研究成果が国民に還元されるよう努めるものとする。
また、研究機関等自らも国民理解の促進に関する取組を積極的に実施するものとする。

第13 事務の委託

事務局は、第7の1の研究課題の決定に係る審査、第8の3の研究課題の進行管理、第8の4の研究課題の評価、第11の研究成果の普及状況の把握・分析、第12の研究成果の普及・実用化及び国民理解の促進その他本事業に関連する情報の提供等に係る事務を外部に委託する措置を講ずることができるものとする。

第14 研究課題の移管

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターが運用する「イノベーション創出基礎的研究推進事業」（以下「イノベーション事業」という。）において、研究課題が採択され、平成25年度以降も引き続き研究の実施を予定している研究課題にあつては、国に移管し本通知に基づき研究を実施することができるものとする。本事業への移管に関する評価及び決定する際の手続きについては、事務局長が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業実施要領」（平成20年4月1日付け19農会第1022号農林水産技術会議事務局長通知。以下「実用技術開発事業実施要領」という。）に基づき、研究課題が採択された課題にあつては、本通知に基づき研究を実施することができるものとする。
- 2 「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領」（平成18年1月24日付け17農会第1276号農林水産省農林水産技術会議事務局長通知。）に基づき、平成18年度以降において採択された研究課題及び実用技術開発事業実施要領に基づき採択された研究課題に係る収益納付については、この通知の施行後も、なお従前の例による。
- 3 本通知第8の5の規定は、本要領の施行後にイノベーション事業で研究実施期間を終了した研究課題について準用する。
- 4 平成28年度までに採択された研究課題（本通知第8の5による平成29年度新規採択課題は除く。）に係る単年度の研究費の上限額及び研究連携協定に関する事項については、本通知の施行後も、なお従前の例による。

別記様式第1号

平成〇〇年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 研究計画書

課題番号

課題名「

」

研究期間： 年度～ 年度（ 年間）

代表機関・研究総括者：

共同機関：

I. 試験研究の全体計画

1. 研究目的

2. 研究内容

3. 達成目標及び期待される効果

（研究実施期間の中間時における研究の進捗目標値を併せて記載）

4. 行政施策との関係

5. 地域活性化、地域への貢献との関係

6. 成果を迅速に普及・実用化に移すための取組み（実用技術開発ステージのみ）

7. 年次計画

研究項目	年度	年度	年度
所要経費（合計）	千円	千円	千円

（注）所要経費の積算内訳を添付すること。

II. 〇〇年度細部計画

III. 実施体制

研究項目	担当機関	研究担当者	エフォート (%)

（注）研究総括者には◎、中課題責任者には○、小課題責任者には△を付すこと。

IV. 平成〇〇年度所要経費

研究項目	実施機関	配分額（千円）

別記様式第2号

平成〇〇年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 研究実績報告書

研究課題名	(課題番号****)	研究期間	〇～〇年度
-------	------------	------	-------

I. 研究の進捗状況等

II. 普及に関する実績

III. 研究総括者による自己評価

1. 中課題名 「

」

これまでの研究方法は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切	(評価欄)
研究成果の目標達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い	(評価欄)
次年度の研究内容と目標は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切	(評価欄)

IV. 外部有識者の意見

これまでの研究方法は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切	(評価欄)
研究成果の目標達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い	(評価欄)
次年度の研究内容と目標は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切	(評価欄)

V. これまでの研究実施期間における研究成果（論文発表、特許他）